

議第52号

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を次のように改正する。

別表食品衛生責任者の項第1号中「本市が行う」を「市長が指定する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例別表食品衛生責任者の項第1号に規定する本市が行う講習会を受講した者は、この条例による改正後の京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例別表食品衛生責任者の項第1号に規定する市長が指定する講習会を受講したものとみなす。

提案理由

食品衛生責任者に受講させる講習会の実施主体を変更する必要があるので提案する。